

# 更生保護施設における社会福祉の支援課題の検討

—刑事司法と福祉の連携の模索—

久保美紀、八木原律子  
(明治学院大学)

## <要 旨>

本研究は、更生保護施設利用者の立ち直り、地域生活再参加支援において、福祉専門職がどのような貢献ができるのか検討することを目的としている。そのために、まず、更生保護と社会福祉の連携をめぐる実践と制度の動向を関係者へのヒアリング等を通して把握した。その結果、自立困難な高齢者や障害のある人の福祉サービスへの橋渡しの仕組みがつくられていることが把握できた。その上で更生保護施設の利用経験者に、更生保護施設利用から地域生活再参加の過程について、インタビュー調査を実施した。その結果、1) 彼らは、インフォーマルネットワークが脆弱で、医療ニーズ・経済的ニーズを抱えていたが、福祉専門職が、福祉事務所・医療機関等と連携することにより、生活基盤を確保するとともに、孤立無援状態から脱却し、地域生活再参加への動機づけが高まっていったこと。2) 利用者を環境とのかかわりで理解し、生活支援ニーズをアセスメントし、ニーズに応じた社会資源に結びつけることにより、社会的つながりを回復していったこと、などが明らかになった。

<キーワード> 更生保護、社会福祉、ソーシャルワーク、連携

## 【はじめに】

犯罪の低年齢化、高齢犯罪者や障害犯罪者（とりわけ、知的障害のある人、精神障害のある人）の処遇、社会復帰、再犯予防など、これまでの矯正・更生の枠組みでは、対応できない課題が生じている。更生保護施設は、罪を犯した人の立ち直りを支援する社会内処遇における専門施設として位置づけられている。具体的には、薬物・アルコールなどの嗜癖、金銭管理、対人関係などの問題や、累犯、社会適応上の問題を抱えた利用者の立ち直りを支援していくべく、さまざまな取り組みがなされている。しかしながら、現実には、利用者の経済的、健康上の課題などもあり、利用者の住居、職業の確保、社会生活上のスキル

の獲得支援はそれほど容易ではない。近年、罪を犯した人の立ち直りと社会的自立支援において、福祉と司法の連携、多職種・多機関の連携が求められ、実践レベルのみならず、制度レベルでも、連携・協働のアプローチが展開されている<sup>1</sup>。

本研究の目的は、こうした状況を踏まえて、更生保護施設退所後の地域生活再参加を促進するために、社会福祉の立場からどのような支援が求められるのか、どのような支援ができるのか、検討することにある。それは、司法と福祉の谷間に置き去りにされた人たちを社会に包摂し、生活の基盤を地域社会につくっていく方法を模索することでもある。

## 【研究の方法】

1) 更生保護をめぐる既存のデータ、政策動向、先行研究のレビュー、さらに、関係者へのヒアリングを通して、更生保護と社会福祉の連携・協働の現状を把握する。

2) 当事者の視点で求められる支援をとらえるべく、更生保護施設の利用経験者のうち、社会福祉資源活用のための調整等が行われた方に、更生保護施設利用から地域移行へのプロセス、そして、地域生活の定着などを中心として、半構造的インタビューを実施した。インタビューには、1時間から2時間を要した。インタビューの協力者は5名で、その内訳は、退所者3名、入所者2名である。更生保護施設の施設長に研究の目的・計画について説明し、調査協力者の紹介をお願いした。インタビュー協力者への倫理的配慮として、あらかじめインタビューの目的、個人情報の保護、結果の活用、データ作成・分析のための記録・録音について、文書を呈示して説明を行い、ご了承いただいた。

## 【研究の結果】

### 1) 更生保護と社会福祉の連携の現状

個々の更生保護施設は、利用者の自立に向けて、社会資源のネットワークを形成し、社会福祉との連携にも取り組んできている。外部者である福祉専門職も、酒害相談やSST等の支援プログラムに協力し、利用者のかかえる課題の相談に応じ、指導を行ってきた。しかしながら、それらを個別支援計画のなかに明確に位置づけて実施し、評価をしてきたとは言いがたい。

矯正施設出所者の帰住先で、更生保護施設の占める割合は、仮釈放の場合21,6%である<sup>2</sup>。また、更生保護施設利用者の6割は仮釈放者である。利用者は刑事施設を出所すると同時に、生活基盤を失い、帰住地がなく、就労困難で、生活困窮の状態に陥る。更生保護施設に入所するまでには、施設側は入所希望者のこれまでの生活状況を把握し、本当に施設を必要としているかどうか、自立更生の効果はどの程度期待できるのかを予測しておくと同時に、受け入れに際して施設はどのような手立てができるか、施設における環境調整が必要不可欠である<sup>3</sup>。この時点で、これまでは、保護観察所の保護観察官による情報と支援計画書が中心となって施設入所者の自立更生に向けた支援が展開されていくことになり、福祉専門職による介入は皆無に等しかった。

しかし、高齢又は障害を抱え自立が困難な矯正施設からの出所者の場合、地域生活再参加するには出所時の就労支援や生活基盤の確保に困難を伴い、自立した生活に期待が持てないという共通課題を抱えていることが法務総合研究所の調査から明らかになっている。生活の当てがなく、住居の確保ができなくなると短絡的にホームレス、再犯に至るという回転ドア現象を増進させている要因にもなっている<sup>4</sup>。

こうして更生保護施設は、自立困難な高齢者や障害のある人の地域生活移行支援をどのようにしていくかという課題を抱えてきたのである。2006年法務省特別調査によれば、調査対象受刑者27,024人のうち知的障害者又は知的障害が疑われる者410名、療育手帳所

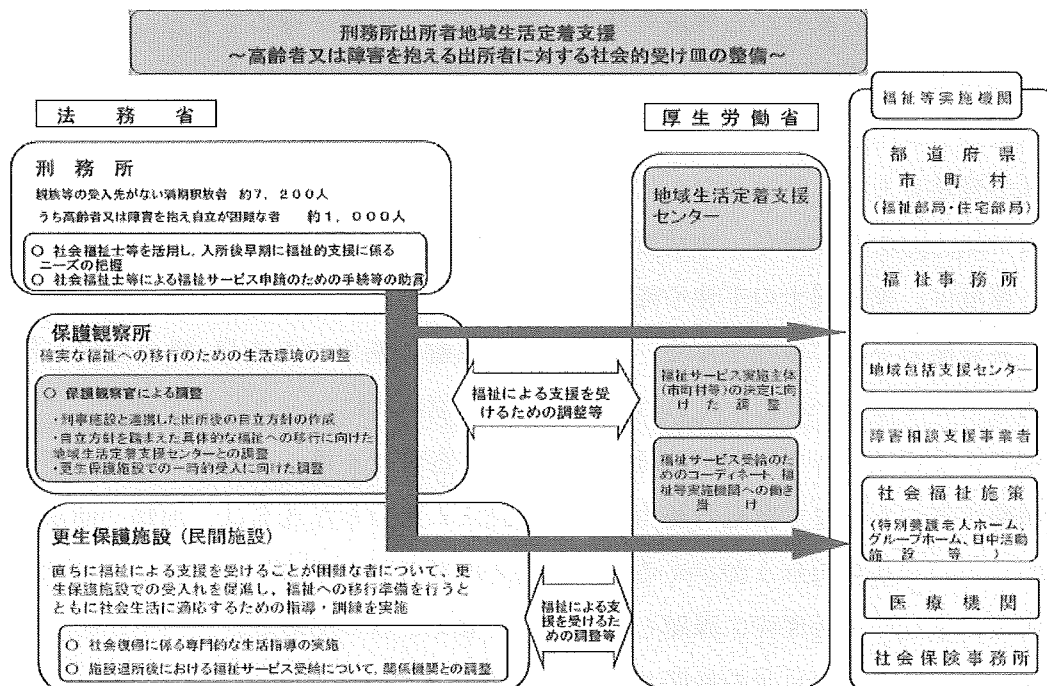
持者 26 名で、障害のある者の犯罪動機で最も高い要因は、困窮・生活苦が 36.8%にも及んでいる。また高齢者については、2007 年の犯罪白書で 65 歳以上の満期釈放者の 5 年以内の再入所率は 70%前後、しかもそのうちの再犯者の内 75%の者が 2 年以内に再犯に及んでいるという調査結果であった。こうしたことから司法領域だけの解決は困難であることが理解できる。

このような課題に対応するために、障害者基本計画で矯正施設に入所している障害者等の生活支援の推進で矯正施設に福祉専門職が配置され、更生保護施設の 57 箇所を特別処遇指定施設として、福祉専門職が配置されてきたところである<sup>5</sup>。

関係省庁の連絡会議では社会復帰支援のために必要なこととして、①住む場所が確保さ

れること②安定した収入が得られること③出所後、更生保護や福祉サービス等による支援が行なわれることのとめを行い、具体的な取り決め事項として、①入所中から出所後まで一貫した就労支援等の実施②社会復帰を支援する施設の設置及び効果的な運営③福祉による支援に向けた有機的な支援体制の構築を掲げた。その行動計画の一環として福祉の対象となる出所者の地域生活再参加を推進するために、保護観察所が都道府県に設置された地域生活定着支援センターと協働して、福祉サービスへの橋渡しができるように生活環境調整を行なっている。図 1 は出所者を円滑に福祉サービスに繋ぐための仕組みづくりとして法務省と厚生労働省の連携で、厚生労働省の予算で 2009 年に地域生活定着支援センターが開設されたところである<sup>6</sup>。

図 1 ; 矯正施設退所者の地域生活支援事業



対象者は①高齢(65歳以上)又は身体障害・知的障害もしくは精神障害があること②退所後の適当な住居がないこと③福祉サービス等を受ける必要があると認められること④円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当と認められること⑤特別調整を希望していること⑥特別調整の実施のために必要な個人情報を公共の保健福祉に関する機関等に提供することに同意していることとなっている<sup>7</sup>。

このセンター事業には各所 1700 万円の予算で 4 名の福祉専門職を配置し、各地域の保護観察所との連携で業務を行なうことになっている<sup>8</sup>。

## 2) 利用経験者へのインタビュー結果

インタビューで 5 名の協力者によって語られたのは、それぞれの経験や認識にもとづくその人固有のものである。その語りをもとに 4 つの項目にわけて、立ち直りから地域生活再参加の過程をたどってみたい。

### (1)生活歴

彼らは、就労経験をもち、社会のなかに居場所をもっていた。しかしながら、生活歴から見えてくる環境は、家族同士の不仲や離婚など、家族の養育能力がふじゅうぶんで、けっして支持的なものではなかった。それは、「兄弟や学校でいじめにあっていたが、母親は、父親に相談することもなく家庭内暴力を隠したりした」という言葉からうかがえる。矯正施設出所後は家庭や生活環境に課題を抱えたまま、「実家には戻らない」「昔の仲間がたむろしているから近くは避けている」「知っている職場だと酒飲みが始まるから知らない人

のいる職場にしたい」など、これまでの生活を遮断したいと言う背景には、本当は戻りたいけれど、・・・させられるなど、自分から努力して依存を断ち切るなどの意思よりは、環境や人に呑み込まれてしまうという思いが強く、単身生活を余儀なくさせられることになっていったのである。

そして、犯罪を繰り返さないように自戒するも、当面の生活に困窮し、薬物やアルコール等に依存したり、窃盗などで累犯に至り、社会から孤立し離脱していった。これらの依存を断ち切るためには、自分から断ち切る動機や将来の目標をもたない限り繰り返されることが多く、自分自身で窮地に追い込んでしまいがちである。

受刑中に両親が亡くなっていたり、家族の居場所が不詳など家族に支援を求めるのは、加齢と共に益々困難となっている。それゆえ、身内に身元保証人がいないため、仕事探しや住居探しに困難を極めてきた。

更生保護施設に入所中の方々は、これまでの生活の荒みから健康を害し、健康回復のための支援が必要とされている人たちである。矯正施設出所と同時に住む家と仕事の確保が最優先であっても、身元保証人が居なくて、生活基盤の基本である居・職の確保が困難を極め、短絡的にホームレスを選択し、再犯へと繋がる循環を繰り返してきたが、更生保護施設に入所できた 5 名は、加齢や健康問題を抱えながらも、地域生活再参加を目指すところに来ているのである。

### (2)生活基盤の確保

矯正施設出所時には、故郷喪失者となり、家族の支援も期待できなかった。しかしなが

ら縁あって更生保護施設に入所することができて先の見通しがついたように思える。しかもこれまでの生活苦から高血圧症、腫瘍、腰痛、アルコール依存、糖尿病網膜剥離、自律神経失調症、うつ病などに罹患し、中には複数の疾病に苦しんでいて、就労意欲はあるものの仕事探しも健康を回復しなければどうにもならないという状況に置かれていた人たちに、福祉専門職の支援によって社会福祉資源の活用方法や、生活保護申請が可能となり、未知なる資源活用に扉が開かれた。

矯正施設に入所中は、職業訓練ができることになっているが「競争率が激しくてなかなか自分に廻ってこない」「コンピューター部門で応募しているという情報が流れても定員が5名だったりして、狭き門なんですよ」「長期受刑者は出所して困るんです。社会に出たときどんな風にしたらよいか、結構厳しいんじゃないですか」「受刑中の訓練で作業がありますが、いつもあるわけじゃないんですよ。午前中3時間で仕事が無くなれば、自分の部屋に戻って本読むくらいしかありません。時間をもてあますので、社会に出たら体がついていかないと思いますよ」など、受刑中と出所後の生活の落差が厳しいと語られた。

更生保護施設に入所できることで先の見通しが立てられるようになると、「矯正施設に入所したことを忘れないようにしたい」「早く自立して、できれば福祉の援助も卒業したい」と一様に話す。

住む場所が定まると仕事探しは、職業安定所の一般窓口と専門第一、第二部門で探す方法など更生保護施設職員からの情報を得て探すこととなる。2006年の更生保護のあり方を

考える有識者会議報告書では、保護観察所と職業安定所が協働で更生保護施設に入所中であることを告知して探せるように、またこうした出所者の雇用に協力する事業主の拡大化を勧めるなど、省庁連携が進んでいる。「自分の状況を分かって仕事探す方が安心して働けます」「協力事業所さんが増えると楽ですね」「就職活動ができる段取りをしてもらえた」「所持金がなくて就職活動ができないで困っている時に交通費を貸してもらえた」などの言葉から、出所者の職場開拓に関係機関の協力があって、仕事探しのシステムも整ってきていることがうかがえる。

また、働く前提に健康問題があるが、「福祉と繋いでもらえた」「生活全般の相談に乗ってもらえた」「医療機関にかかることができ病気も治してもらえた」というように、更生保護施設に入所できたことで生活保護制度の活用に結び付けてもらえて、生活の基盤作りができてきたと話す。

### (3) 孤立無援状態からの脱却

更生保護施設の利用者は、帰住地がない、すなわち、家族等の支援が期待できない人たちである。今回のインタビュー協力者も例外ではなく、「両親は死亡、きょうだいとは疎遠、親戚等とのつきあいなし、昔の友人なし」とインフォーマルネットワークは弱い。しかしながら、更生保護施設入所時に不安はあるものの、「もし、父親のところに戻っているとすると、第三者の支援がないので、厳しかったと思う」「環境を変えてやり直そうと思った」「出所して行く所がなければ、また悪いことをしてしまうのではないかという不安もあったし、ひとりだと今の自分はなかったと思う」

「表に出れば、ひとり。何をやってもいいので気楽。しかし、仕事をやる気がしない。そうするとお金がなく、身だしなみがだらしくなる」ということもあり、再出発の準備期間を得て、生活の再構築を図るために、支持的なインフォーマルネットワークの欠如がプラスに作用しているともいえる。

そして、福祉専門職を含む更生保護施設の職員や福祉事務所等の職員が「親身になってサポートしてくれて、感謝している。人間不信が少しずつ解消してきている」というように、罪を犯し、受刑する過程で、自分自身への信頼、人間への信頼を喪失してしまったが、人と人とのつながりを回復する過程にある。

このように、物理的な生活の基盤と滋養的な人間環境を得て、次のステップを踏めることになった。更生保護施設の利用者は、立ち直りの意思をもっていることが前提であるが、その意思を維持できていったということであろう。「安心感がある。自立して生きている実感があり、やっていく気持ちをしっかりと持っている」「この施設にお世話になっているうちに、やはりまじめに仕事をして、お金をためて、自分で生活できる部屋を持って、あと自分で自立してやっていくと思うようになった」などの語りから、過去と断絶し、インフォーマルサポートを望めない状況に置かれていたが、支援者とヒューマンなつながりをもつことにより、地域生活再参加への動機づけが高まってきていることがうかがえる。

また、「事件の背景を振り返ると、人生の節目で大きな出来事があった、そこでいかに乗り切れるかだと思う。相談相手がいれば、事件を起こさなかったかなとも思う」というよ

うに、どのような環境を持っているかが、その人の生活力に大きな影響を及ぼしていることが再認識された。

#### (4)地域生活再参加の過程へ

矯正施設から出所したときは解放感があっても、「更生保護施設では、刑務所の延長という気持ちがあって、落ち着かない」「仮釈放のときは、半分自由で半分自由じゃない。満期釈放になったとき、精神的に楽になった。ただ、その反面、プレッシャーもあった。これで自由になったのだから、ちゃんとしないと、また戻ってくるようなことになったら困るなと思った」と語った。環境の変化への適応の過程で、葛藤状態に陥るようである。こうした課題に対処していくことが、地域生活再参加の過程を歩むことであろう。今回のインタビューの協力者は、医療ニーズや経済的ニーズを抱えており、就労意欲はあるものの、就労困難・生活困窮の状態にあった。したがって、自由を得ての課題の達成は容易ではないといえるが、更生保護施設の福祉専門職が、福祉事務所、医療機関等と連携することにより、社会福祉資源の活用が可能になり、生活基盤ができ、地域生活再参加の過程につながっていった。

「今、仕事をして、自分で生活する部屋まで得ることが現実になっている。これは、自分だけの力ではなかったと思う。施設の人たち、いろんな人たちに助けられたと思う」「一人でもやっていける。自分でコントロールできていると、自分でも勇気づけている」と負のスパイラルから抜け出し、自分を信じられるようになり、自尊感情が生まれてきたといえる。さらに、「働いたほうが、いろいろな人

と会えて、いろいろな話ができるので楽しい。外とのつながりがあるといい」「仕事を探す時に、外部の人とコミュニケーションをとると、それが次の話につながっていくと思った」というように、新しいつながりができ、地域の一員として生活していることを実感しているようである。

社会福祉資源の活用に結びつき、生活基盤ができたとしても、それは地域生活のための通過点にすぎない。これからの人生設計について、「生活保護を活用しながら、仕事をしっかりやっていく覚悟である」「贅沢はいえないけれど、まずはできることから始めて、スキルアップしてやりたい」「何か目標をもってやりたい。からだを治して、就職活動をしてから家族がほしい」「生活保護にお世話になっており、今は福祉を活用しないとやっていけないが、今の状態に慣れると、自分をコントロールできなくなるという不安がある。病気を治して、早く仕事に就きたい。そのほうが自由だし、自立しないと世間も認めてくれない」と語る。このように、健康を回復し、就労を生活の営みのなかに組み込んでいこうとしている。そして、その未来図を描くには、「刑務所から出てきて、一からやり直すきっかけがあるので、断ち切っていこうという気持ちがある。自分でやるぞという気力がある」「受刑したことを忘れないようにと思う。それを忘れると、同じことを繰り返すのではないかと思う」と自らの手でという気持ち、意思の強さが必要であることを認識している。

しかしながら、「担当のケースワーカーと、今後のこと、就職活動に向けての相談もしている。ただ、自立までもっていきけるだけの収

入は難しい。保証人がいないと採用される率が低くなるだろうし、前科があることがわかるとそれで終わりかもしれない」という。罪の償いは終わっても、前科は消えない。彼らが背負っていかなければならない現実は重い。「普通に暮らせればいい」とも言う。この普通の生活を獲得し、継続していくためには、本人の意思と環境の支援が不可欠である。

また、地域生活再参加の基点になった更生保護施設を退所後、気軽に訪問して元気な姿を見せている。「お世話になった施設へのお礼の気持ちがある」「ときどきやってきて、利用者に還元したい」「ここでお世話になっているので、出てから相談したり、恩返ししたい」と当該施設に肯定的な感情を抱いている。更生保護施設が、人生の一過程に刻まれた意味ある場所として、環境資源になっており、彼らにとって第二の故郷といえる存在になっているのかもしれない。加えて、「ボランティアなどもやりたい。罪滅ぼしじゃないけれど、社会の役に立てるような人間になればいい」という言葉は、社会で暮らすことは相互支援の輪の中に入ることを意味しているのではないだろうか。

### 【考察】

矯正施設・更生保護施設への福祉専門職の配置、地域生活定着支援センターの開設により、高齢者・障害のある人たちへの福祉的支援システムができてきたといえる。さらには、こうした支援網からこぼれ落ちる人たちに対応できる包括的支援システムが必要である。

今回のインタビューの結果、見えてきたことを述べたい。インタビューの協力者は、「高

「年齢・障害」というカテゴリーには属さない人々であり、生活保障システムである生活保護制度の活用により、地域生活再参加の過程を歩むことが可能になった。更生保護施設の目的からすると、疾病等により就労自立が困難な場合、利用に至らないことになる。また、経済的問題を抱えている場合、地域での居場所を確保することは困難で、地域生活再参加ではなく、再犯となり、矯正施設へのUターンになる危険性が高い。

医療ニーズ、経済的ニーズを抱え、就労自立を果たすための要件が欠如していた彼らは、福祉専門職が、福祉事務所や医療機関等につながることにより、社会福祉資源の活用、居住の場の確保、さらに、健康回復への道筋ができて、生活基盤が構築されていった。その結果、就労への展望が拓け、地域で自立した生活を送るという目標達成にむけて着実に歩み出すことができたのである。生活基盤である住居・職業の確保が困難なため、再犯につながったり、路上生活を選択せざるを得ない状況に陥る場合が多いという現状から、彼らの語りは、地域生活再参加支援には、住居と職業の確保が不可欠であることを再確認させるものであった。

また、彼らのインフォーマルネットワークの脆弱さが、立ち直りの動機づけを高め、それを支援するフォーマルネットワークの構築に結びつき、地域生活再参加の過程につながっていった。これは、その人を環境とのかかわりのなかで理解し支援する、ソーシャルワークの視点に立った支援といえる。地域生活再参加支援の過程は、犯罪に至る背景を理解し、非行・犯罪という事実だけに着目するの

ではなく、彼らが抱えている生きづらさに焦点をあてて、生活支援ニーズをアセスメントし、そのニーズに対応した社会資源の活用を含めた支援プランを立案し、その人の潜在性を引き出しながら、生活の再構築に結びつけていく過程といえる。福祉専門職の参画により、社会福祉の領域で活用されているケアマネジメントの手法に通じるアプローチがとられていることがわかった。地域生活再参加支援プログラムは、ケアマネジメントの手法を援用していくことが有効なのではないだろうか。

加えて、過去と訣別し、自らの手で未来を築いていくための現実的支援は、自己否定から自己肯定へのプロセス、自尊感情の獲得を支援していく不可視的支援を伴うものであることが明らかになった。社会の一構成員として社会の中に居場所を確保することは、生活の実質的基盤を地域社会につくるとともに、彼らが生活主体者として歩んでいく過程を側面的に支援することであろう。

### 【おわりに】

司法と福祉の連携のためのしくみは整えられつつある。本研究をとおして、更生保護施設に配置された福祉専門職は、生活支援を担う存在としてその必要性を把握することができた。こうしたしくみをいかに利用者の社会的自立支援のために機能させていくか、さらには、制度を育てていくかは、支援の担い手のネットワークと利用者の自立への意欲にかかっているといえる。本研究では、利用者が生活を再構築していく主体であり、利用者のいる場所からスタートするという、ソーシャ



ルワークの援助理念に基づき、彼らの地域生活再参加支援に、社会福祉の立場からどのような貢献ができるか検討するべく、当事者にインタビューを試みた。もちろん、5人のインタビュー結果をもって一般化できるものではない。しかし、更生保護領域においてソーシャルワーカーが対応すべき課題の一端を知ることができたと思う。次の課題は、実践事例を蓄積し、地域生活再参加支援プログラムの構築に取り組むことである。

#### 【注】

- 1 たとえば、東京社会福祉士会（2009）『刑務所出所者等の生活支援モデル事業報告書』、日本社会福祉士会 リーガル・ソーシャルワーク研究委員会（2009）『刑余者の再犯防止等司法領域における社会福祉士の活動の可能性についての基礎研究事業報告書』などがある。
- 2 2007年10月14日付け日本経済新聞。
- 3 更生保護法人『更生保護施設における基本処遇』全国更生保護法人連盟、p16。
- 4 前掲2
- 5 2008年12月、犯罪対策閣僚会議策定
- 6 厚生労働省、福祉の支援が必要な刑務所出所者の現状から
- 7 厚生労働省、地域生活定着支援センターの事業概要から 2010年2月現在、静岡県、山口県、滋賀県、長崎県、和歌山県、岩手県、佐賀県、山形県、栃木県、岐阜県、宮城県の11県である。
- 8 援総発第0527001号 2009年5月27日「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」について。

#### 【謝辞】

本研究の趣旨をご理解くださり、ご協力いただいた方々に感謝いたします。

なお、本稿は、【はじめに】、【研究の方法】、【研究の結果】2) (3)・(4)、【考察】、【おわりに】は、久保が担当し、【研究の結果】1)、2) (1)・(2)は、八木原が担当した。